

2 申告所得税

2-2 所得階級別人員

(1) 所得者別人員

区 分	合 計 所 得				譲 渡 所 得		山林所得
	営 業 等 所 得 者	農 業 者 所 得 者	そ の 他 所 得 者	計	う ち 譲 渡 所 得 有	期 得 の 所 得	
	人	人	人	人	人	人	人
70万円以下	5,390	214	7,427	13,031	2,085	569	125
100 "	8,222	459	11,344	20,025	688	94	21
150 "	14,652	1,370	36,701	52,723	957	73	37
200 "	15,412	2,000	40,202	57,614	881	62	38
250 "	15,073	2,341	39,785	57,199	713	50	19
300 "	13,204	2,270	29,767	45,241	687	23	7
400 "	18,390	3,681	41,461	63,532	1,032	29	10
500 "	9,931	2,152	27,749	39,832	798	24	9
600 "	5,263	1,116	20,414	26,793	654	14	6
700 "	2,907	556	16,108	19,571	530	20	2
800 "	1,707	320	11,762	13,789	467	11	1
1,000 "	1,760	273	13,851	15,884	787	13	5
1,200 "	843	112	8,209	9,164	549	4	1
1,500 "	830	44	7,563	8,437	651	10	1
2,000 "	923	17	6,823	7,763	571	6	1
3,000 "	1,002	5	4,552	5,559	616	6	2
5,000 "	749	—	2,506	3,255	437	6	—
5,000万円 超	511	—	1,028	1,539	270	4	—
合 計	116,769	16,930	327,252	460,951	13,373	1,018	285
				内 212	外 1,190		外 6

調査対象等：平成14年分の申告所得税の納税者について、平成15年3月31日現在の合計所得により階級別に区分して、その分布を示したものである。

- (注) 1 「合計所得」の合計欄の内書は、「変動所得及び臨時所得の平均課税」の適用を受けた者を掲げた。
2 「譲渡所得」及び「山林所得」欄の人員は、「合計所得」欄に掲げた者のうち、譲渡所得又は山林所得を有する者について、その譲渡所得又は山林所得だけについて所得金額を階級別に区分して再掲した。
なお、外書は、譲渡所得又は山林所得が損失である者を掲げた。

用語の説明：1 **合計所得**とは、損益通算後で純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、分離譲渡所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。
2 **変動所得及び臨時所得の平均課税**とは、所得税の納税義務者に変動所得（漁獲から生ずる所得、原稿又は作曲の報酬、著作権の使用料による所得等）又は臨時所得（職業野球選手の契約金等で臨時に発生する所得）がある場合の税額計算上の特別な方法である。変動所得の金額は、年により著しく変動しがちであり、臨時所得の金額は数年間分に見合う所得の金額が特定の時期に一括して支払われる性質のものであるので、これらの所得は、毎年ほぼ平均して所得の発生する者と比較すると累進税率の関係から税負担に不均衡が生ずる。この面を調整するため一定の条件に該当する変動所得又は臨時所得を有する納税義務者については、その納税義務者の選択により、特別な税額の計算が認められている。